

伊丹市立児童クラブ長期休業期間昼食提供事業  
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年(2026 年)4 月 21 日

伊丹市教育委員会事務局  
生涯学習部社会教育推進課

## 1 業務概要

### (1) 業務事業名

伊丹市立児童くらぶ長期休業期間昼食提供事業

### (2) 目的

長期休業期間(夏休み)中に伊丹市立児童くらぶを利用する児童に昼食を提供することで、保護者の負担軽減を図り、就労と育児の両立を支援する。

### (3) 業務内容

長期休業期間中の伊丹市立児童くらぶ(17小学校40教室)で、希望者(約750名)に対し昼食提供を行う。詳細は別添「伊丹市立児童くらぶ長期休業期間昼食提供事業仕様書」のとおり。

### (4) 契約期間

契約締結日から令和8年(2026年)9月30日まで

※ 契約締結日から令和8年(2026年)7月20日までは、準備期間とする。

### (5) 履行期間

令和8年(2026年)7月21日(火)から8月27日(木)までの全23日間

※土曜・日曜・祝日、8月10日から14日を除く。

## 2 提案上限価格

15,203,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く)

- ・食材料費及び経費(配送経費や事務作業費等)を合計した金額とする。
- ・別添の【様式3】により、企画提案書と合わせて提出すること。
- ・提案上限価格は、企画内容の規模を示すもので、契約価格ではないことに留意すること。
- ・提案の際は、提案上限価格以内で「食材料費」と「経費」に分けて提案すること。

## 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 会社更生法第17条に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (2) 民事再生法第21条第1項に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (4) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条に指定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないと認められること。
- (6) 伊丹市入札参加資格者名簿に登載されていること。

## 4 スケジュール(予定)

公示	令和8年(2026年)4月21日(火)
質問受付締切	令和8年(2026年)5月7日(木)17時まで
質問回答	令和8年(2026年)5月13日(水)
企画提案の参加受付締切	令和8年(2026年)5月18日(月)

企画提案書等受付締切	令和 8 年(2026 年)5 月 22 日(金)17 時まで
プレゼンテーション	令和 8 年(2026 年)6 月 1 日(月)または 2 日(火)
審査結果通知	令和 8 年(2026 年)6 月 8 日(月)
契約締結(予定)	令和 8 年(2026 年)6 月 12 日(金)

## 5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和 8 年(2026 年)5 月 7 日(木)17 時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の【様式 1】により、電子メールにて提出すること。  
※電話にて質問書の提出を連絡すること。
- (3) 回答予定日 令和 8 年(2026 年)5 月 13 日(水)
- (4) 回答方法 質問書を提出している事業者全てに電子メールにより回答予定日までに回答するとともに伊丹市ホームページに掲載します。

## 6 企画提案の参加について

郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法をとること。

- (1) 提出書類 原本 1 部(参加届【様式 2】)
- (2) 提出期限等
- 提出期限： 令和 8 年(2026 年)5 月 18 日(月)17 時まで(必着)
- 提出方法： 持参又は郵送又は電子メールによること。  
※持参の場合は土、日、祝日を除く9時から17時までとする。  
※電子メールの場合は電話にて提出を連絡すること。
- 提出場所： 伊丹市教育委員会事務局生涯学習部社会教育推進課  
伊丹市役所庁舎 2 階(G-77) 〒664-8503 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地  
電話： 072-784-8079(直通)

## 7 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類：原本 1 部、副本 6 部
- ① 会社概要(様式任意)
- ② 企画提案書(様式任意)※
- ③ 価格見積書及び内訳書(様式③)
- ④ 業務実績調書 類似業務の実績調書(様式任意)
- ※②企画提案書には、当該事業継続性(喫食率維持のための工夫)を具体的に記すこと。  
※④業務実績調書には過去 5 年以内(令和3年4月～令和8年3月)に実施した業務名、発注者、契約期間・履行期間、1日平均食数・総食数を記すこと(最大 5 件まで)。
- (2) 提出期限等
- 提出期限： 令和 8 年(2026 年)5 月 22 日(金)17 時まで(必着)
- 提出方法： 郵送又は持参により提出し、加えて電子メールでも送付すること。  
※持参の場合は土、日、祝日を除く9時から17時までとする。
- 提出場所： 伊丹市教育委員会事務局生涯学習部社会教育推進課

伊丹市役所庁舎 2 階 (G-77) 〒664-8503 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地  
 電話 : 072-784-8079 (直通)  
 メール:hokago@city.itami.lg.jp

## 8 審査方法

### (1) プロポーザルの審査

提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案内容等について、下記 9 の①～④で示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た者を優先受託候補者、次点の者を次点受託候補者として選定する。

### (2) 実施日程等

① 実施日	令和 8 年 (2026 年) 6 月 1 日 (月) または 2 日 (火)
② 出席人数	4 名まで
③ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて 30 分以内とする。</li> <li>・プロジェクター及びスクリーンは市が用意するが、パソコン及びケーブル等は参加事業者が準備すること。</li> <li>・プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類 (企画提案書等) に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。</li> <li>・試食は少量を参加事業者が準備し、試食に関する費用については参加事業者が負担し、配膳等に係る準備は参加事業者が行うこと。</li> <li>・サンプルは、大小ともに 1 食分を指定した場所に参加事業者がおくこと。</li> </ul>

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後、速やかに各提案事業者宛に通知予定。

## 9 審査基準及び配点

① 業務実績	15 点 / 100 点
② 企画提案内容評価 (衛生管理、人的配置、危機管理等)	55 点 / 100 点
③ 価格評価	20 点 / 100 点
④ 試食	10 点 / 100 点

### (参考)

価格評価については、以下の算定式で計算する (小数第三位を四捨五入)。

$$\text{価格点} = \text{配分点} \times (1 - \text{見積価格} \div \text{提案上限価格})$$

## 10 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき

- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記 3 の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) 正当な理由がなくヒアリング等に出席しなかったとき
- (7) 価格見積書の金額が、前記 2 に示した価格（提案上限価格）を超過しているとき
- (8) 前述 9 に基づき審査した結果、その得点が 50 点に満たなかったとき

## 11 契約

- (1) プロポーザル手続きにおいて選定された受託候補者と伊丹市の間で速やかに選定後の提案内容を確認する場を設け、実現方法について精査した結果、提出された提案書・価格及び提案上限価格の範囲内で妥当と認められる場合は、両者協議の上、提案内容の追加・変更及び削除を行い、本契約を行うものとする。また、受託候補者と協議が整わない場合は、市は次点受託候補者と協議を行うこととする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 選定された受託候補者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められた場合は、当該事業者に対する本選考結果は無効とし、次点受託候補者と交渉を行うこととする。
- (3) 本実施要領、仕様書の定めのほか、本事業に必要な事項については本契約締結後、別途協議を行うものとする。

## 12 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しない。
- (4) 提出者に無断で提出書類をプロポーザル以外の用途に使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) プロポーザル審査については、録音・録画等実施することを許容すること。
- (7) 食品衛生責任者、配送業務責任者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (8) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (9) 本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。

## 13 担当部署（問い合わせ先）

伊丹市教育委員会事務局生涯学習部社会教育推進課 担当：濱田、檜原  
〒664-8503 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地  
TEL 072-784-8079（直通）  
e-mail: houkago@city.itami.lg.jp